

No	質問箇所	質問内容	回答	回答公表日
1 - 1	要綱：第2事業内容 2対象土地の概要 図表：引渡し（計画図） 借地面積からの除外	市道139号線沿いの土地が借地面積から除外されていますが、車道乗入れ口又は歩行者入口の設置は認められないのでしょうか。 また、除外されている区域の詳細は選定者との調整のうえで確定されると考えてよろしいでしょうか。	市道139号線沿いの土地は、「市の花」である桜の樹木がある斜面地であり、また、戸建て住宅地が隣接する土地であるため、原則、本事業用地からは除外しています。 なお、本事業への応募の際、当該土地を車両乗入口又は歩行者入口として借地面積に含めて提案することは可能ですが、特に車両乗入口の設置については、周辺住環境に影響を与えるため望ましくないと考えます。また、借地面積から除外する区域の詳細については、選定した優先交渉権者との調整により確定する予定です。	令和3年2月10日
1 - 2	事業実施協定書（案） 第5条 有効期間	本協定書の有効期間が事業用定期借地権設定契約に定める借地期間の終了日までとありますが、事業用定期借地権設定契約の中に、本協定の留意事項を加えることで一本化して契約したいと考えますが可能でしょうか。	事業実施協定は複数事業者（代表事業者及び協働事業者）がそれぞれ記名押印し、事業用定期借地権設定契約は代表事業者が記名押印するため、提案事業を単独事業者（代表事業者のみ）で実施する場合は、本協定の記載事項を事業用定期借地権設定契約に加えることで、事業用定期借地権設定契約の締結により本協定を終了する（契約の一本化）事が可能と考えますが、提案事業を複数事業者（代表事業者及び協働事業者）で実施する場合は不可とします。	令和3年2月10日
1 - 3	事業実施協定書（案） 第9条 設計の変更	設計の変更とありますが、提案施設の建設等、ではないでしょうか。	お見込みの通りです。事業実施協定書（案）を変更します。	令和3年2月10日
1 - 4	事業実施協定書（案） 第15条 違約金及び事業用定期借地権設定契約書（案）第25条違約金	中途解約に係る違約金適用期間についてお尋ねします。	事業用地の賃貸借契約の締結日から10年以内に、賃借者からの申し出により中途解約がされた場合は違約金が発生することとしております。	令和3年2月10日
1 - 5	事業実施協定書（案） 第17条 地位譲渡	地位譲渡に関し、市が承諾を与える要件をお伺いします	地位譲渡の要件については、継承先事業者が、本事業に係る募集要項に定める参加要件等に合致するかどうか、継承後における事業内容等について総合的に判断し、適正であると判断する場合に承諾します。	令和3年2月10日
1 - 6	事業用定期借地権設定契約書（案） 頭書及び第2条2項に関して並びに16条1項（6）	項目：土地の上に建設する建物等の種類等、施設等の建設完了予定日、施設等営業開始期限日は、本契約書に必要でしょうか。お伺いします。理由：本契約の予定日は着工直前とされており、その前段階で開発行為等法的手続きに入る前に、事業施設の建設に係る市の承認が必要とされているため	ご指摘の項目については、事業用定期借地権設定契約が、専ら事業の用に供する建物の所有を目的としていることから、建物の種類等、建物建設完了予定、事業開始の目途等を契約書に記載することは必須とします。 なお、「施設等営業開始期限日」については、「施設営業開始予定日」に変更します。	令和3年2月10日
1 - 7	事業用定期借地権設定契約書（案） 第8条遅延利息	法定利息の適用の基準時をお伺いします	支払の遅延が発生した時点における法定利率を適用するものとします。なお、法定利率については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条第一項の規定に基づき、財務大臣が決定する率に準拠することとします。（参考：現時点における法定利率は、年2.6%です。）	令和3年2月10日
1 - 8	事業用定期借地権設定契約書（案） 第12条原状回復義務2項 賃借人の負担とし、・・・保証金から充当できるものとする。	記載内容が不明ですので、照会をお願いします。	事業用定期借地権設定契約書（案）第12条第3項を以下に変更します。 「前2項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、賃借人が規定する原状回復を履行しない場合は、賃借人は原状回復に要する費用を保証金から充当できるものとする。」	令和3年2月10日
1 - 9	事業用定期借地権設定契約書（案） 第13条転貸	転貸に関し、市が承諾を与える要件をお伺いします。	事業用地を転貸することについて御提案をいただいた上で、優先交渉権者として選定したことを以って転貸の要件を満たすものと考えていますので、所定の手続きを経た上で承諾する見込みです。	令和3年2月10日
1 - 10	事業用定期借地権設定契約書（案） 第13、14条転貸、借地権の譲渡	事業用定期借地権設定契約の前（開発行為等の法手続きの段階）で、市の承諾の基、借地権譲渡及び土地の一部転貸もあり得るかと思存しますので、事業実施協定書（案）への記載もご考慮頂くことは可能でしょうか。	第三者への借地権譲渡及び土地の一部転貸に至る前には、必ず事業用定期借地権設定契約の締結がありますので、事業実施協定書への記載を考慮する必要はないと考えます。	令和3年2月10日
1 - 11	事業用定期借地権設定契約書（案） 第24条2項（1）	3ヵ月以上の滞納とあるが、第5条の賃貸料の支払い方法との整合性をお伺いします。	事業用定期借地権設定契約書（案）及び定期借地権設定契約書（案）第5条第3項の記載を、月払いの表記に変更します。	令和3年2月10日
1 - 12	事業用定期借地権設定契約書（案）第25条3項 事業実施協定書（案）第15条1項	契約書第25条3項と協定書第5条1項の整合性をお伺いします。	事業用定期借地権設定契約書（案）第25条第3項は、当該契約の締結後10年以内に事業者からの申し入れにより中途解約することとなった場合の違約金の規定です。 一方で、事業実施協定書（案）第15条第1項は、借地契約の締結後10年の経過を問わず、事業者の責に帰すべき事由により事業が終了、または、市により本協定を解除された場合の違約金の規定です。	令和3年2月10日
1 - 13	募集要項	不動産証券化手法導入の提案に対する対応の可否について伺います。	事業提案、資金計画への記載をお願いします。	令和3年2月10日
1 - 14	募集要項P4 6 事業の基本理念	「地域と調和した新しい複合拠点」、「地域住民の利便性向上」、「地域の魅力向上」、「地域の住環境保全」「地域に歓迎される施設づくり」で記載されている「地域」についてお伺いします。	「地域」の範囲については特定しておりません。御提案内容の各要素において、その影響を及ぼす範囲とします。	令和3年2月10日
1 - 15	募集要項P6 事業用地の現況等	存置予定の「工作物」の詳細、及び、その取扱い等をお尋ねします。	現在、旧校舎等の解体撤去工事に係る実施設計を行っており、土地引き渡し時点において事業用地に存置する工作物や、その取扱いについての記載を含む「解体後造成図」を作成し、2月中旬頃を目途に市ホームページにて公表する予定です。	令和3年2月10日
2 - 1	募集要項 16ページ 第4、1、（2）	CDROMでのデータ提出についてWord、Excel、AutoCADでのデータ提出が求められていますが、図表などイラストレーターで作成することが多いので、提出するデータはPDFでも構わないでしょうか？	Word、Exce、CAD以外のソフトで作成した資料については、PDFファイルのみの提出で可能とします。	令和3年2月10日

2 - 2	要項11ページ表中 計画設計段階21	「市が実施した測量・調査に関するもの」とありますが、実施済・実施予定の測量・調査をご教示ください。	現況平面図等測量図 (PDF、CADデータ)、地盤調査結果をホームページにて公表しました。	令和3年2月10日
2 - 3	要項11ページ表中 計画設計段階29	「市の検査による指摘に～」とありますが、事業者による建設工事について市による何らかの検査が行われる予定でしょうか。	リスクNo29の項目を消去します。	令和3年2月10日
2 - 4	要項17ページ (3)提出部数等 イ	「当該CD-ROMには (中略) 明記すること」とありますが、CD-ROMそのものには書ききれない場合には目録等を添付する方法でもよろしいでしょうか。	CD-ROMへの記載は、参加表明に関する書類の受付時に市からお伝えする「登録受付番号」のみを記載することとします。なお、データ量がCD-ROM1枚に収まらない場合は、CD-ROMに「1/3、2/3、3/3」と記載していただき、2セット提出していただくこととします。	令和3年2月10日
2 - 5	要項21ページ (2)二次審査 キ パワーポイント資料の作成	「アニメーション、音声は使用せずに作成」とありますが、ここで言うアニメーションとは、パワーポイントの機能としてのアニメーションでしょうか。そうである場合、パワーポイントの機能ではないアニメーション (例えば簡易なGIFアニメ等) を埋め込んで用いることは可能でしょうか。	要項におけるプレゼンテーション資料のアニメーション・音声に係る規定については、パワーポイントの機能としてのアニメーションや音声を多用することで、当該パワーポイント資料を印刷した際に、その書面上での確認がしづらくなることを予防するための規定です。 そのため、パワーポイントの機能としてのアニメーションや音声は使用しないようお願いします。なお、プレゼンテーションの内容を有効に補完するための動画については、埋め込みを可能とします。	令和3年2月10日
2 - 6	要項21ページ (2)二次審査 キ パワーポイント資料の作成	「アニメーション、音声は使用せずに作成」とありますが、一般にアニメーションとは呼ばない動画 (実写やCGの動画等) をパワーポイントの中に埋め込むことは可能でしょうか。	回答2-5に記載のとおり。	令和3年2月10日
2 - 7	要項21ページ (2)二次審査 ウ 説明時間及び出席者	出席者の属性に何らかの制限がありましたらお示しください。	プレゼンテーションの出席者については、代表事業者の担当者は必須としますが、その他、提案事業内容について説明及び質疑応答の対応が可能な方 (代表事業者、協働事業者の担当者である必要はありません) を選出してください。	令和3年2月10日
2 - 8	その他	体育館の現況の各部寸法が分かる図面等がありましたらお示しください。	体育館の現況図面を市ホームページにて公表しました。	令和3年2月10日
2 - 9	3ページ 第2、4、(3)	テナント事業者は、テナントとして入居する事業者となっていますが、提案書 (様式1-2等) には、協働事業者までの記載でテナント事業者は求めているという理解でよろしいですか。	お見込みの通りです。 代表事業者及び協働事業者により様式の作成・提出をお願いします。	令和3年2月10日
2 - 10	11ページ リスク分担表 ナンバー23、30	No.23及び30のリスク内容には、上記23等表ナンバーと同じ番号が記載されています。上記以外の上記の範囲を提示ください。	リスクNo23の「上記23以外」を「上記20~22」に変更します。 リスクNo30の「上記30以外の要因による」を消去します。	令和3年2月10日
2 - 11	12ページ 第3、1、(1)	事業用地において自らの費用負担で提案施設を整備と記載がありますが、リスク負担表には工事費リスクとして市の要望があげられています。確認申請後の民間施設へ要望についてどのようなことを想定されていますか。	リスクNo28、No29の項目を消去します。	令和3年2月10日
2 - 12	11ページ リスク分担表 ナンバー26	用地リスクとして、市が撤去工事を行った後に存在が確認された地中障害物等に関するものは事業者負担となっておりますが、これは校舎解体後の杭を指すという理解でよろしいですか。また、校舎撤去については、杭撤去されるという認識でよろしいですか。	杭以外の地中障害物の想定も含まれております。市による旧校舎等の解体撤去工事において、校舎の杭は、事業者からの提案内容を踏まえ、その有用性が認められるものを除き撤去する計画となっております。なお、施工にあたり技術的に撤去不可能な場合は杭を残置する場合があります。 回答1-15に記載のとおり、2月中旬頃を目途に市ホームページにて公表する「解体後造成図」に記載する地中埋設物の他、当該解体撤去工事の検討及び実施にあたり、市が存在を確認できなかった地中埋設物について、提案事業の実施の障害となる物件の撤去は、事業者の負担とします。	令和3年2月10日
2 - 13	11ページ リスク分担表 ナンバー26	用地リスクとして、市が撤去工事を行った後に存在が確認された地中障害物等に関するものは事業者負担となっておりますが、土壌汚染、遺跡等については、市のリスクとしていただきたい。	土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) に基づき届け出や報告・土壌調査を要する規模の開発行為を行う場合において、同法に定める基準に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合は、以降の対応について、都度協議するものとします。 また、遺跡についても、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことを確認済ですが、調査及び保存が必要となった場合は、都度協議するものとします。	令和3年2月10日
2 - 14	その他	敷地測量や地盤調査に係るデータ (CADデータ) の提供をしていただくことは可能でしょうか。また、その時期はいつになるのでしょうか	回答2-2に記載のとおり	令和3年2月10日
2 - 15	11ページ リスク分担表 ナンバー26	事業対象地における地下埋設物の有無はございますか。また、調査の計画はございますか。	回答2-12に記載のとおり。 なお、市は地中埋設物について別途調査を行う予定はありません。	令和3年2月10日
2 - 16	募集要項 8ページ 1行目~4行目	店舗建設を予定していますが、事業実施する過程で当初計画の店舗規模よりも縮小することは構わないでしょうか。	事業実施協定書 (案) 第4条第4項に基づき、事業者は提案事業の履行が困難となった場合等において、「履行確保措置」をとる義務を負っていただくこととしております。	令和3年2月10日
2 - 17	要項16ページ 応募書類の提出 (1)提出部数	CD-ROM 2枚とありますが、データ量がCD-ROM1枚に収まらない場合は2枚あるいはそれ以上に渡ってもよろしいでしょうか。その場合、提出部数は「2枚」を「2セット」と読み替えてよろしいでしょうか。	回答2-4のとおり。	令和3年2月10日
3 - 1	3ページ 事業者の定義 他	代表事業者での参加を希望しておりますが、もし共同事業者として参加した場合、代表事業者の紹介はしていただけるのでしょうか。他、春日井市からの補助等がありますでしょうか。	市は代表事業者の紹介は行いません。 補助等については、「要項9ページ、第2事業の内容、13市への支援要望 (任意)」に記載のとおりです。	令和3年2月10日

3 - 2	5ページ 第7、ア 福祉事業所	介護事業（グループホーム等）の運営を考えております。宿泊を伴うサービス付き高齢者住宅並びに住宅型有料老人ホームの事業は可能か。又、内諾をいただいた段階で許可（床数の割当）をいただけるのでしょうか。	事業用地における建築物の用途制限上、サービス付き高齢者住宅並びに住宅型有料老人ホームについては御提案いただけますが、「要項1ページ、第1総則、3遵守すべき法制度等」に記載のとおり、本公募の審査により許認可等を予め保証するものではありません。 なお、介護サービス事業の種類によっては、春日井市高齢者総合福祉計画により整備目標量を定めている事業もありますので、春日井市健康福祉部地域福祉課に予め確認してください。	令和3年2月10日
3 - 3	同5ページ 第7、ア スポーツ施設運営	グラウンドを活用したサッカー教室及びレンタルコートとしての活用をする場合、レンタルとしての活用は可能か。又、ナイターでの利用を考えており、既存のフェンスに照明器具等の取り付けは可能でしょうか。又、利用時間等の制限があれば教えていただきたいです。	事業者により既存のグラウンドをサッカー教室やレンタルコートとして活用する御提案は可能です。 また、ナイター利用を想定した既存フェンスへの照明器具の設置については、関係法令や安全性について十分に検討を行った上で、事業者の責任により実施していただくことは可です。 また、利用時間等の制限につきましては、特に設けておりませんが、施設周辺の住環境保全に配慮した計画を提案してください。なお、市は本施設を暫定的に体育施設として、利用団体の使用を許可しておりますが、運動場の利用時間は午後6時までとしており、また、市内のナイター照明を有するグラウンドの利用可能時間は午後8時30分（6、7、8月は午後9時）までとしております。	令和3年2月10日
4 - 1	要項11ページ 「第2.15.(2).表26」	地中障害物は事業者負担とありますが、撤去工事後の工事不備による未撤去のものや、運動場の地中障害物に関しては、市の負担となりますでしょうか。	回答2-12に記載のとおり	令和3年2月10日
4 - 2	要項12ページ 「第3.1.(2)」、要項21ページ 「第5.3.(2)、ウ」	応募参加の要件の中でサービス事業者を明らかにするとありますが、審査に関する事項の中で、事業者の特定ができないことが記載されております。事業者の資質は事業成功に欠かせないと思われませんが、プレゼン資料に事業者名を入れるのは不可でしょうか。	「要項21ページ、ウ説明時間及び出席者、・その他 事業者名や個人名等の判別又は推察ができる服装の着用や発言をしないこと。」の記載を消去し、プレゼンテーション資料への事業者名の記載を可能とします。 なお、「要項12ページ、第3応募参加に関する事項、(2) その他要件」において、サービス事業者を明らかにしていただくこととしておりますが、この規定は提案事業の実現性を確認する事を目的としたものであり、提案内容の審査にあたっては、当該サービス事業者に対する評価は行いません。	令和3年2月10日
4 - 3	要項22ページ 「第5.5.表. 審査項目」企画提案内容	企画提案内容は全ての項目が必須であると考えますが、特に新たな居住者の呼び込みにつながる若い世代への配慮は重要かと思われます。高齢者のみへの配慮等偏りのある提案者しかいなかった場合でも、選定に至る可能性はありますでしょうか。(該当者なしの可能性の有無)	提案内容が一定の水準を満たさず、該当者なしとなる可能性はあります。	令和3年2月10日
5 - 1	要項2ページ10行目 「第2 事業内容 2 対象土地の概要」 事業用地（貸付範囲） なお、事業用地は旧校舎跡地から使用するもの	事業用地は旧校舎跡地から使用しなければいけない趣旨について教えて下さい。	敷地の一部を貸し付ける場合において、市として活用が図りやすいエリアを残すこととしております。	令和3年2月10日
5 - 2	要項3ページ 「引渡し時（計画図）」東門・西門を活かしたアクセスする計画図※優先交渉権者と別途協議により整備に係る詳細事項を確定	東門・西門を活かした計画図になっていますが、これは前提条件でしょうか？ 西門から体育館にアプローチできれば良いと考えて宜しいですか？敷地内が分断されない提案は可能でしょうか？	東門・西門（工作物）の活用は前提条件ではありません。 なお、市による敷地内歩道整備については、体育館が災害時の避難所・選挙時の投票所としての機能を有することから、複数の出入口から体育館に来館していただける歩行者動線の確保が望ましいと考えております。その為、原則、市が整備する敷地内歩道については、西門を起点とし体育館までの最短の歩行者動線を確保するとともに、市道7180号線を終点とすることで複数の出入口を確保することを前提条件とし、その経路・配置の詳細については、優先交渉権者と協議を行い確定することとして考えております。	令和3年2月10日
5 - 3	要項3ページ「第2事業の内容 4事業者の定義」 提案事業全体の総括を行う事業者をいう	応募・審査時点で組織化がされていない場合（採択を受け本事業を遂行する団体を検討中）で幹事となる予定の事業者でも応募、審査の参加は可能でしょうか？	提案事業を実施する設立予定団体について、全ての構成員から当該団体の設立に係る確約が取れている事を条件として、応募参加を可とします。なお、応募にあたっては、当該設立予定団体の幹事となる事業者を代表事業者として、またその他全ての構成員を協働事業者とします。	令和3年2月10日
5 - 4	要項4ページ 「第2事業の内容 5市と事業者の契約」 事業用定期借地権を設定して貸付る事業用地にあつては49年11か月～	借地権の設定は50年が必須と限定されているように読めます。 応募必須条件なんでしょうか？ 50年以下の契約期間では応募できないという事でしょうか？	春日井市財産管理規則第10条により、事業用定期借地権を設定して土地を貸し付ける場合の貸付期間は10年以上50年未満、また定期借地権を設定して土地を貸し付ける場合の貸付期間は50年と定められております。 提案事業において事業用定期借地権設定契約と定期借地権設定契約を併用する場合に、提案事業全体の履行を確保することを目的として、各借地契約期間の差異が最小限となるよう、事業用定期借地権設定契約は49年11ヶ月、定期借地権設定契約にあたっては50年としています。なお、事業用定期借地権設定契約（案）及び定期借地権設定契約（案）第4条において「中途解約」に係る規定を設けております。	令和3年2月10日
5 - 5	要項5ページ 「第2事業の内容 6事業の基本理念（2）基本目標エ」敷地が一体となって賑わう空間の創出	体育館は市が引き続き管理運営を行う予定とありますが、基本理念として本敷地全体の賑わい空間創出となると、管理運用も市から委託を受けて全体最適の運用と考えるのが自然。管理指定の業者として同時に委託を検討することは可能でしょうか？	体育館の管理・運用のみを市の負担とした上で「要項4ページ、第2事業の内容、6事業の基本理念」に沿った御提案を求めます。また「要項9ページ、第2事業の内容、13市への支援要望（任意）」に記載のとおり、提案事業をより効果的なものとするために必要となる支援について御要望いただけます。	令和3年2月10日
5 - 6	要項3ページ 引き渡し時（計画図）について	旧校舎跡地のみ（約5,000平米）との記載がありますが、5,000平米確保した位置に歩道の設計が前提条件となるのでしょうか？5,000平米程度必要な理由等がありましたら、教えて下さい。	「要項9ページ、第2事業の内容、12市による整備」に記載のとおり敷地内歩道の経路・配置等の詳細については、優先交渉権者と協議を行い確定することとして考えております。なお、最低貸付面積については、先般実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、事業用地の下限を5,000平米としました。	令和3年2月10日

5 - 7	要項5ページ 「第2事業の内容 7市が求める事項 (1) 求める提案内容 エ」地域の魅力向上等を図るなど。高蔵寺ニュータウンのまちづくりに寄与することを意識	高蔵寺ニュータウンのまちづくりに寄与する 市の用意ができる要素の提供は可能でしょうか？ 可能の場合、リスト化をお願いしたくよろしくお願いします。 例) ソフト要素、ハード要素、政策面	「要項9ページ、第2事業の内容、13市への支援要望(任意)」に記載のとおり、市に求める支援要望として御提案いただけることとしており、当該要望内容を含め総合的に審査します。また、市の用意できる要素については、事前に示すことは考えておりません。	令和3年2月10日
5 - 8	要項6ページ8(3) 当該在置物件について事業者負担により撤去	在置物件について具体的に図示等でご提示下さい。	回答1-15のとおり。	令和3年2月10日
5 - 9	要項9ページ11(4) キ 事業者は事業運営終了後?	事業運営終了後とは、具体的にどのような場合を想定していますか? 借地契約満了後、再契約の可能性はありますか?	事業用定期借地権設定契約(案)及び定期借地権設定契約(案)第3条に規定する借地期間の終了、第4条に規定する中途解約、第24条に規定する賃貸人の契約解除権による契約解除等に伴う事業の終了を想定しております。また、借地契約期間終了に伴う再契約については、その時点における社会情勢、地域の課題、市民のニーズ等を総合的に検討し、市が判断することとします。	令和3年2月10日
5 - 10	要項11ページ 「第2事業の内容 15リスクに対する責任分担(2) 予想されるリスク」19 市による支援の未確定リスク市による支援に関するもの	民間側にすべてリスクを負うようになっておりますが、具体的にどのような市の支援をイメージされていますか?	事業者からの提案事業と連動した体育館や体育館周辺の運用、その他「要項9ページ、第2事業の内容、13市への支援要望(任意)」に記載のとおり、市に求める支援要望として御提案いただけることとしており、当該要望内容を含め総合的に審査します。	令和3年2月10日
5 - 11	要項11ページ 「第2事業の内容 15リスクに対する責任分担(2) 予想されるリスク」23 上記23以外の事業者の要因による不備・変更によるもの	上記23はどこを指していますか?	回答2-10のとおり。	令和3年2月10日
5 - 12	要項11ページ 「第2事業の内容 15リスクに対する責任分担(2) 予想されるリスク」30 上記30以外の事業者の要因による不備・変更によるもの	上記30はどこを指していますか?	回答2-10のとおり。	令和3年2月10日
5 - 13	要項12ページ 「第3 応募参加に関する事項 1 応募者の備えるべき要件」(1) 基本的要件 本事業に応募できる事業者～	再掲 応募時に未設立の状態の団体で、採択後、契約時に設立する予定の団体となる場合、幹事会社の予定である会社が応募することは可能でしょうか?	回答5-3のとおり。	令和3年2月10日
5 - 14	要項21ページ ウ その他 事業者名が判別、推察できる発言はしないこと	事業者名が推察できないようにする趣旨について教えてください。情報発信に協力頂くようなサービスも禁止事項に該当しますか?	回答4-1のとおり。	令和3年2月10日
5 - 15	要項43ページ 様式5?1市が整備する歩道については断面図、排水計画、工作物等について記載すること	断面図、排水計画、工作物等については、概算見積用と考えて宜しいですか?	お見込みのとおりです。	令和3年2月10日